

令和 8 年度 舞鶴市建設工事

一般競争（指名競争）入札参加資格審査（中間年度受付）申請要領 （市内建設業者 既登録業者の追加等登録用）

令和 8 年度において、舞鶴市が発注する建設工事に係る入札等に参加しようとする方（市内業者：舞鶴市内に建設業法第 3 条の規定に基づく本店を有する方）は、格付に関して追加資料が必要ですので、以下の要領により申請を行ってください。（令和 7・8 年度の競争入札参加者として登録されている方が対象）

- ※ 業種の追加をされる場合は、別途申請が必要です。
- ※ 今回の追加資料提出に関して、経営事項審査において審査対象に選択した直前の 2 年又は 3 年の営業年度に完成工事高のない方については、その業種の登録が引き続いては認められないことになりますので、ご留意願います。

【重要：申請方法の変更について】

本年度より、申請方法はインターネットを利用した電子申請（Kintone FormBridge）に変更となりました。

従来の紙媒体の郵送・持参による提出はやむを得ない場合を除いて受け付けませんので、ご注意ください。

1. 申請の時期及び有効期間

申請受付期間

令和 8 年 2 月 1 日（日）～ 令和 8 年 2 月 28 日（土）

- 電子申請での受付は、期間最終日の日付分をもって終了します。
- 上記期間内に入力・送信が完了していないデータは受理できませんので、余裕をもって申請してください。
- 申請期間の終了間際に申請を行った結果、事業者様の使用するパソコン、通信回線、システム障害など、当市の責めに帰さない事由によるトラブルにより上記期間内に入力・送信が完了しなかった場合、当該データは受理できません。

資格の有効期間

令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日（1 年間）

2. 提出書類の準備

電子申請を行う前に、「4. 提出書類」を確認し、該当する書類をすべてご準備ください。

申請に際し、書類を電子データとしてフォームに添付していただく必要があります。以下の手順で書類を PDF 形式に変換してください。

- ① 「市様式」と記載のある書類は、舞鶴市公式ホームページに掲載している様式をダウンロードしてください。

舞鶴市公式ホームページのトップページ>「事業者の方へ」>「入札参加資格」
>「令和8年度一般競争(指名競争)入札参加資格審査の申請受付について」

- ② 該当する書類は、PDF形式（一部JPEG可）の電子データに変換してご用意ください。
③ 押印が必要な書類（申請書、委任状）は、一度紙に出力して押印（契約時に使用する印鑑）した後、スキャナ等でPDF形式に電子化してください。
④ 1ファイルあたりの最大容量は 10メガバイト（10MB）以内です。容量がこれを超える場合は、申請フォームには添付せず、申請受付期間内に別途郵送（消印有効）により提出してください。

【送付先】 〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸1044番地
舞鶴市 総務部 契約検査室 契約課

※封筒に「差出人（業者名）」と「業者登録申請関係書在中」と記載してください。

3. 申請方法（提出フロー）

【電子申請フォームの掲載場所】

舞鶴市公式ホームページのトップページ>「事業者の方へ」>「入札参加資格」
>「令和8年度一般競争(指名競争)入札参加資格審査の申請受付について」

【事前準備】

入力途中の一時保存ができません。あらかじめ電子申請フォームの入力項目を確認の上、入力を開始してください。

【申請方法】

- ① 舞鶴市公式ホームページに掲載している電子申請フォームのURLをクリックしてください。
② PassID検索でPassIDを入力し、表示された業者名をクリックしてください。
※PassIDは、令和7年12月15日付けで市から郵送している案内文「令和8年度舞鶴市建設工事競争入札参加資格申請書類の追加提出について」に記載しています。
※複数の業種（工事、コンサルタント、物品・役務）に登録をされている事業者様へは、業種ごとに案内文を郵送しています。業種ごとにPassIDが異なりますので、お間違えのないようにご注意ください。
③ 表示される登録内容を確認し、必要に応じて修正又は必要な情報の登録を行ってください。また、必要な電子データの添付を行ってください。
④ 回答ボタンを押すと申請が完了します。「回答ボタン」を押すと元には戻れませんので、十分に内容を確認の上、「回答ボタン」を押してください。
⑤ 申請が完了すると、申請担当者のメールアドレスに回答完了のメールが届きます。

【修正方法】

一度申請した（回答ボタンを押した）申請内容をやむを得ず修正する場合は、回答完了メールに記載されたURLから回答内容を表示し、右上の「鉛筆マーク」から修正を行ってください。

ただし、修正は、申請受付期間内に限ります。

【注意】

- 複数の業種の登録を行う場合は、業種（工事、コンサルタント、物品・役務）ごとに申請を行ってください。
- 電子申請に使用した押印のある書類の原本は、資格の有効期間中（令和9年3月31日まで）申請者において適正に保管してください。
- 申請内容に不備がある場合は、舞鶴市契約課から確認の連絡をすることがあります。

4. 提出書類（一覧）

提出書類は、以下の一覧のとおりです。申請入力を行う前にあらかじめご準備ください。

【重要】提出書類は、PDF形式（一部JPEG可）の電子データに変換し、申請フォームに添付してください。

【提出区分の凡例】

- 「○」 必須書類
- 「▲」 該当する場合に提出

No.	提出書類名	提出区分	備考・注意事項
1	建設工事競争入札参加資格審査申請書【市様式】	○	● 市のホームページからダウンロードした市様式に内容を記入・押印したもの【.pdf】 ● Kintone FormBridgeで入力する内容と一致させてください。
2	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	○	● 審査基準日が令和6年7月1日から令和8年1月31日までのもので最新のもの（再審査を含む。）【.pdf】 ● 総合評定値Pの記載があるもの
3	納税証明書(市税)	○	● 市税の滞納のない証明書【.pdf】。発行日が令和7年11月1日以降のもの ● 舞鶴市役所の収納推進課、西支所又は加佐分室で発行可

4	納税証明書(消費税及び地方消費税)	○	● 未納の税額がないことの証明（その3、その3の2、その3の3のいずれか）【.pdf】 ● 発行日が令和7年11月1日以降のもの ● 税務署窓口又はオンライン請求で発行可
5	技術職員名簿	○	● 経営事項審査申請時の技術職員名簿【.pdf】 ● 現時点で技術者及び資格に変更がある場合は、修正・追加を記入
6	技術者・現場代理人名簿【郵送により送付しているもの】	○	● 舞鶴市から送付した「技術者・現場代理人名簿」に、修正・追加が必要な場合は赤字で記入したもの【.pdf】 ● 技術者及び資格を追加する場合、『5技術職員名簿』に記載されていない場合はその内容に応じて雇用関係(別紙参照)及び技術者資格等が確認できる書類を添付 ● 新しく実務経験を追加する場合は、『実務経験を証する証明書(舞鶴市様式)』及び『実務経験証明書(建設業法第3条関係様式第9号参照)』(舞鶴市ホームページ掲載)を添付 ● 現場代理人については、『5技術職員名簿』に記載されている方以外で、申請者と直接的な雇用関係にあり、請負工事の現場代理人となり得る方を記載(雇用関係を確認できる書類(別紙参照)を添付)
7	1級又は2級舗装施工管理技術者資格者証	▲	【提出対象者】舗装工事の入札の参加を希望される方(令和7年2月に提出された方は提出不要) ● (財)道路保全技術センター又は(一社)日本道路建設業協会発行の資格者証【.pdf】

8	舞鶴市浄化槽設置工事に係る書類	▲	【提出対象者】 舞鶴市が発注する浄化槽設置工事の入札に参加を希望される方(令和7年2月に提出された方は提出不要) ● 次の(1)～(3)のいずれかを提出【.pdf】 (1) 特例浄化槽工事業者届出書又は特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書のいずれか新しいもの (2) 浄化槽設備士の浄化槽設備士免状又は浄化槽設備士証及び雇用関係が確認できる書類 (3) 下水道排水設備指定工事業者の認定書 【舞鶴市浄化槽設置工事の入札参加資格】 次のすべての要件を満たす方で、本市の登録を受けた方です。 (1)舞鶴市内に本社を有する者で、当該年度の建設工事競争入札参加資格の「管工事」に登録可能なものであること。※1 (2)管工事の建設業許可を受けていること。 (3)浄化槽法の規定による京都府知事への届出(特例浄化槽工事業者)をしていること。 (4)浄化槽設備士を常時、直接雇用していること。 (5)舞鶴市公共下水道条例に基づく下水道排水設備指定工事業者の指定を受けていること。 (6)建設業法、浄化槽法その他関係法令に違反なく工事施工が可能なこと。 ※1 入札参加資格審査申請において、新規に「管工事」を申請される場合は、経営事項審査において管工事の完成工事高がないと申請を行うことはできませんが、「舞鶴市浄化槽設置工事の管工事」に限り、「土木一式」、「建築一式」の登録申請業者が申請時点で管工事の建設業許可を有している場合は、当該申請を認めることとします。
9	ISO登録証	▲	【提出対象者】 令和7年2月以降にISO9001又はISO14001を取得又は更新した方 ● ISO登録証【.pdf】
10	KES・環境マネジメントシステム・スタンダード登録証	▲	【提出対象者】 令和7年2月以降にKESの認証(ステップ1又はステップ2)を取得又は更新した方 ● 特定非営利活動法人KES環境機構の認定が確認できる登録証【.pdf】 ただし、(9) ISO登録証を提出される方は、(10) KESによる加点はありませんので提出不要です。
11	不当要求防止責任者講習に関する京都府公安委員会発行の受講修了書	▲	【提出対象者】 令和3年4月以降に不当要求防止責任者の受講を修了している方(令和7年2月に提出された方も提出が必要です。) ● 令和3年4月以降に京都府公安委員会が発行した受講修了書【.pdf】

			● 修了者が入札参加資格の申請時において、当該事業者に所属している者であること
12	合併等特例措置適用継続申請書【市様式】	▲	【提出対象者】市内建設業者の合併等による特例措置の適用期間中に該当する方 ● 市のホームページからダウンロードした市様式に内容を記入【.pdf】 ● 合併等特例措置適用に伴う競争入札参加資格審査結果通知書も併せて添付【.pdf】
13	保護観察対象者等雇用に関する証明書	▲	【提出対象者】保護観察対象者等を雇用している方 ● 京都保護観察所が発行する保護観察対象者等雇用に関する証明書【.pdf】 ● 発行日が令和8年2月1日以降のもの ● 証明書の主な発行要件は以下のとおり ①令和8年1月31日（以下「基準日」という。）時点で京都保護観察所に協力雇用主登録がされていること。 ②同一の保護観察対象者等との直接的かつ恒常的な雇用関係が基準日時点で3ヶ月以上継続していること。 ● 他都道府県の保護観察所が発行する証明書は対象とはなりません。
14	事業協同組合員名簿	▲	【提出対象者】事業協同組合（令和7年2月以降に変更がある場合のみ） ● 中小企業庁の官公需適格組合証明（証明基準3-①の別：イ）を受けており、「事業協同組合に係る総合点数の算定に関する特例」の適用を希望する場合は、名簿と併せて「官公需適格組合審査対象者名簿」及び「官公需適格組合証明書」【.pdf】を提出
15	舞鶴市競争入札参加資格審査申請委任状【市様式】	▲	【提出対象者】行政書士による代理申請（申請者本人（本社）が申請代理人（行政書士）に申請手続きについての代理権を授与し、申請代理人が申請行為を行うこと）を行う方 ● 市のホームページからダウンロードした市様式に内容を記入、押印【.pdf】

5. 審査結果

審査の結果、有資格者として登録された場合は、令和8年4月上旬（予定）に舞鶴市ホームページと市政情報コーナーの「入札参加有資格者名簿」に掲載します。

審査結果は、格付けを付して後日通知します。

6. 行政書士による代理申請

舞鶴市の入札参加資格申請において、行政書士による代理申請を行うことができます。

代理申請とは、申請者本人（本社）が申請代理人（行政書士）に申請手続きについての代理権を授与し、申請代理人が申請行為を行うことをいいます。

代理申請を行う場合は、4.提出書類のとおり「舞鶴市競争入札参加資格審査申請委任状【市様式】」が必要です。

7. インターネット環境がない事業者様への対応

原則としてインターネットによる申請をお願いしておりますが、インターネット環境がないなどやむを得ず電子申請ができない場合は、郵送での申請を受け付けます。

郵送での申請を希望される場合は、下記問い合わせ先へお電話でご予約の上、舞鶴市総務部契約検査室契約課まで申請書類を受け取りにお越しください。

8. 問い合わせ先・提出先

【担当部署】

〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸1044番地

舞鶴市 総務部 契約検査室 契約課

TEL：0773-66-1065（直通）

FAX：0773-62-9894

E-mail：keiyaku@city.maizuru.lg.jp

〈開庁時間と電話受付時間の変更のお知らせ〉

令和8年1月13日から、開庁時間と電話受付時間が午前9時から午後4時30分までになります。

電子入札システムへの利用者登録について

舞鶴市では、京都府の電子入札システムを利用して電子入札を行っています。原則として利用環境の整っている方は、令和8年4月以降に「舞鶴市」の利用者登録をお願いします。

舞鶴市ホームページに電子入札の利用者登録について掲載していますので、こちらをご覧ください。<https://www.city.maizuru.kyoto.jp/shigoto/0000001076.html>

入札参加資格の変更手続きについて

- (1) 申請後に、商号、所在地、代表者、受任者等に変更が生じた場合は、速やかに「変更届」（様式は舞鶴市ホームページからダウンロードできます。）を郵送により提出してください。

変更事項	添付書類
商号又は名称 所在地 代表者 電話番号、FAX番号	- 建設業許可の変更届の写し（管轄土木事務所の受付印のあるもの） - 法人の場合は、登記事項証明書
建設業許可番号、許可年月日、許可区分	許可通知書の写し
受任者	委任状
営業所の専任の技術者	建設業許可申請に係る「専任技術者一覧表（別紙4）」もしくは「専任技術者証明書（様式第8号）」の写し
技術者・現場代理人名簿	- 追加の場合は資格を証する書類（技術者のみ）及び雇用関係を確認する書類（保険者から発行された資格確認書の写し等） - 削除の場合は任意の様式で構いません。

- (2) 入札参加資格を持つ方が、次のような場合等に該当し、その資格の承継を希望するときは、建設業許可の手続き後、直ちに「承継申請書」を契約課に提出してください。

事項	承継できる方
建設業者（個人）が死亡したとき	相続人
建設業者（個人）が老齢又は疾病のため建設業に従事できなくなったとき	2親等以内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
個人が法人を設立したとき	設立された法人
協同組合等解散し、法人を設立したとき	設立された法人

※ 添付書類等の詳細は、契約課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸1044番地
舞鶴市 総務部 契約検査室 契約課
TEL：0773-66-1065（直通）
FAX：0773-62-9894
E-mail：keiyaku@city.maizuru.lg.jp